

第1回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 摘録

- ◆ 日時：平成28年9月2日（金） 14:00～16:00
- ◆ 場所：京都ガーデンパレス 「桜」
- ◆ 出席者：以下参照

区分	名前（敬称略）	所属
委員	谷口 忠武	日本弁護士連合会 元副会長
	長谷川 尚史	京都大学フィールド科学研究センター 准教授
	長島 啓子	京都府立大学生命環境科学研究科 助教
	荒井 均（代理）	王子木材緑化株式会社 林業部長
	青合 幹夫	京都府森林組合連合会 代表理事会長
	吉田 英治	京都市森林組合 代表理事組合長
	北川 義晴	京北森林組合 代表理事組合長
	四辻 均	京北木材業協同組合 代表理事
オブザーバー	宮部 大輝	林野庁林政部企画課課長補佐（総括）
	日向 潔美	林野庁森林整備部計画課係長
	川戸 修一	京都府農林水産部林務課長
事務局	納谷担当部長	京都市農林振興室
	川田課長	京都市農林振興室林業振興課
	安藤課長補佐	京都市農林振興室林業振興課
	埜村担当	京都市農林振興室林業振興課

- ◆ 当日資料：以下参照

資料 No.	資料名
	配布資料一覧
資料1	次第
資料2	配席図
資料3	委員名簿
資料4	検討会議開催要綱
資料5	京都市における取組（案）について
資料6	林野庁説明資料
参考資料	京都市農林行政基本方針=セカンドステージ=

1 挨拶

京都市産業観光局農林振興室納谷担当部長より挨拶

2 委員紹介

3 委員長選出

4 京都市における取組（案）について（資料5）

➤ 事務局からの説明

5 所有者の特定が困難な森林への対応に係る検討状況について（資料6）

➤ 林野庁からの説明

6 意見交換

● 現行制度について

（委員）

所有者不明の定義はどうなっているのか。

また、現行制度において、間伐の代行等を行う際、境界の確定は必要か。また、必要であるならば地籍調査レベルの精度が必要であるのか。それとも林野庁が進めている境界確認程度の精度でよいのか。

所有者不明として扱ってよいという許可は誰が行うのか。例えば、市町村長がそれを判断することになるのか。

（オブザーバー）

運用上は、登記簿情報の確認、関係者への聴取を行っても所有者を確定できない場合に、所有者不明森林として扱っている。極論すれば、費用と労力をかければ全ての森林について所有者を特定できることとなってしまいが、費用と労力をかけ過ぎずに森林整備を行うことができる仕組みとして要間伐制度等が措置されている。

また、境界のレベルについては、地籍調査レベルの精度まで求めている。

（委員）

いずれにせよ地籍調査の進んでいない京都市において、現行制度の活用は難しい。

● 京都市における取組（案）について

（委員）

集約型林業と自伐型林業は対立しているが、それぞれの推進とはどのように考えているのか。

（事務局）

自伐型林業は山を自らが管理・経営をしていくもの。集約型林業は林家が経営委託をし、継続的に林業経営を行うものと考えており、特段、対立するものではない。

（委員）

「集約型林業＝林家は何もしない」ではない。委託金を支払い、経営委託をしている以上、林家も管理方法について、口出しはする。「集約型林業＝林家は何もしない。」となると、

更なる経営意欲の減退が起こる。

(委員)

京都市森林組合の長期経営委託に基づく集約型林業では、作業内容、木材販売についても所有者が関与しない形になっている。森林に思いを持っている林家ほど経営委託を行いたくないのではないか。

(委員)

現在、経営委託を行っている林家の方の中でも、林業経営に対する意欲にはかなり差がある。現状経営委託を受けている森林において、補助金の範囲内のできる施業については、林家の確認を行わずに実施しているが、林家に負担がかかる場合は、必ず意向確認を行っている。

また、北山林業については特殊な施業を行うため、全国一律の基準を設けている補助を受けることができない。特殊な施業を行う林業にも補助が行き届くような制度を国に作ってもらいたい。

(委員)

森林整備は公益性の確保が大前提である。集約型林業は収益を得るためには必要であるが、自伐林家が団地内に存在すれば集約型林業の推進は難しく、限界がある。

また、北山林業について、北山地域の中だけで話を完結させようとするとは北山林業の振興には限界がある。新規需要の開拓などを念頭においた取組が必要である。

(委員)

京北地域では人がいない。あらゆる施策を講じても人がいなければうまくいかない。森林を含む土地ごと売却したいと思っている住民も少なくない。

木材は植林から利用できるまで、60年かかるため、現在の資源量を基準に大型の製材工場を建設しても、すぐに回らなくなる。

境界等の問題について、その都度、法務局に出向き申請を行っているが、非常に手間がかかる。法務局で公開している情報なので、森林組合等でも閲覧可能とすべきである。

木材の使用については、行政が観光地等で今まで以上に積極的に使用することが需要拡大に大きく寄与するのではないか。

(委員)

現在、伐採をした後の長期計画がなく、今後の林業に不安を感じる。

管理システムの導入については、運用の方法を十分に検討する必要がある。また、川上ばかりの話をしているが、川中、川下においても十分に活用できると考える。さらに、平成30年度までに整備を行う林地台帳の情報も盛り込むことで、より効果的な運用が可能と

なる。

北山林業の対策については、賛成である。海外からの観光客が増加している今、海外輸出も検討してはどうか。

中長期的な取組の中の新たな担い手の育成については、必要であるとする。川上→川中→川下の連携が現状、なかなかうまくできていないように思うので、新たな担い手の育成においては、これらの連携が促進されるような人材の育成が必要であるとする。

(事務局)

今回、京都市における取組(案)について様々な意見をいただいた。

次回以降の検討会議では、本市として短期的に取り組みたいと考えている集約型林業を進める上で支障となっている所有者不明の森林の財産権の問題などやその解決策となり得る規制緩和に向けた取組に関する議論を中心に行うこととする。